

密封包装食品製造業の対象食品 が令和5年1月19日に変わりました

食品衛生法施行規則（以下「省令」）が改正され、「密封包装食品製造業」の許可を要しない食品が新たに追加されました。

下記の食品を密封包装する場合は、管轄の保健所に営業届出をする必要があります。

※ 届出営業に該当する業種を複数営んでいる場合は、代表的な業種の届出をしてください。

※ すでに代表的な業種を届出ている場合は、追加の届出は不要です。

営業届出の対象となる食品

【省令第66条の10に定める食品】

- 玄米
 - 麦類
 - コーヒー生豆
 - 茶
 - 茶の代用品※1
 - 乾燥雑穀類
 - 乾燥豆類
 - 干しいも
 - 乾燥海藻類（「焼きのり」を含む。）
 - 液糖
 - 乾燥くずきり
 - 乾燥スパイス類
 - 乾燥ハーブ類
 - 塩
 - 調理ルウ類
 - 顆粒状または粉末状の食品
 - 顆粒状または粉末状の食品を圧縮成形した食品
 - 顆粒状または粉末状の食品をカプセルに入れた食品
 - 上記に列挙する食品を混合した食品
 - 食酢
- * 赤字が新たに追加された食品
- 精米
 - そばの実
 - 焙煎コーヒー豆
 - 焙煎麦
 - 乾燥きのこと類（「乾しいたけ」を含む。）
 - 乾燥種実類
 - はちみつ
 - 落花生※2
 - 節類、削節類※3
 - 加工ごま類
 - 乾燥スープ類
 - 乾燥タピオカ
 - 乾燥パン粉
 - ゼラチン
 - 焼ふ

※1 乾燥品に限る。

※2 生鮮のものやゆでたものを除く。

※3 「水産製品製造業」や「食品の小分け業」の許可が必要な場合があります。

要許可業種

営業許可申請が必要

- ◆ 密封包装食品（営業届出の対象となる食品を除く。）の製造を行う営業者

要届出業種

営業届出が必要

- ◆ 密封包装食品（省令第66条の10に規定する食品を密封包装したもの）の製造を行う営業者

今後ご要望に応じて省令に食品を追加することについて検討します。

追加の手続きはこちら▼

【URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/01_00005.html



※営業届出には **経過措置** を設けています！

詳しくは裏面へ

営業届出の手続き期間と経過措置

新たに省令に追加された食品を密封包装 する場合は、営業届出が必要です。

※省令に追加されていない食品を密封包装する場合は、引き続き「密封包装食品製造業」の許可の対象です。

手続きが必要です

パターン 1

施行日の時点で、「密封包装食品製造業」
の許可を取得していない方

令和5年7月31日までに
営業届出を行ってください

第3次施行日
2021年6月1日

公布日（施行日）
2023年1月19日

経過措置終了
2023年7月31日

経過措置（許可の取得まで3年）

※令和元年政令第123号第9条による経過措置

旧法下では
許可不要

密封包装食品製造業の対象
（許可取得無し）

要届出
（経過措置）

届出営業

パターン 2

施行日の時点で、旧法の「缶詰又は瓶詰
食品製造業」の許可を取得している方

営業許可の有効期間の満了日まで
に営業届出を行ってください

第3次施行日
2021年6月1日

公布日（施行日）
2023年1月19日

旧法に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業を取得（有効期間満了まで営業可）

※令和元年政令第123号附則第2条による経過措置

有効期間満了までに要届出

届出営業

手続きは不要です

パターン 3

施行日の時点で、
* 「密封包装食品製造業」の許可を取得している方
* 「密封包装食品製造業」の許可を申請中の方

施行日に営業届出を
行ったものとみなされます
※詳細は申請先の保健所にお尋ね下さい

第3次施行日
2021年6月1日

公布日（施行日）
2023年1月19日

密封包装食品製造業

密封包装食品製造業の
許可申請※

届出手続不要
（みなし届出）

届出営業

※許可・不許可処分がなされていないものに限る

【食品衛生申請等システム】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00012.html

